

勝浦市第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険
事業計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和7年11月

勝浦市

1 目的

本事業は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする勝浦市第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画が令和9年3月をもって終了するため、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づき、本市の高齢者に関する介護保険制度の円滑な実施に関する新たな計画や各種保健福祉事業に関する新たな計画として、令和9年度から令和11年度までを1期とする「勝浦市第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名称 勝浦市第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで
- (3) 業務内容 別紙「勝浦市第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託仕様書」のとおり
※仕様書の内容は現時点の内容であり、今後、国の方針等が示される中で、協議の上変更する可能性があります。
- (4) 予算（見積限度額） 7,456,000円
(消費税及び地方消費税を含む。以下同様。)
令和7年度業務 3,013,000円を上限とする。
令和8年度業務 4,443,000円を上限とする。
上記の年度ごとの価格を超える提案は失格とします。

3 参加資格要件

- (1) 勝浦市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていること。
- (4) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていること。
- (5) 勝浦市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を本委託の公告日から業者決定通知日までの間、受けていないこと。
- (6) 勝浦市暴力団排除条例（平成23年勝浦市条例第21号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。
- (7) 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置又は除外措置を本委託の公告日から業者決定通知日までの間、受けていないこと。

4 スケジュール

- (1) 質問受付期限 令和7年11月17日（月）午後5時00分まで

- (2) 質問回答期限 令和7年11月21日(金)
- (3) 提案書等提出期限 令和7年12月5日(金) 午後5時00分まで
- (4) 業者決定通知 令和7年12月中旬予定
- (5) 契約締結予定 令和7年12月中旬予定

5 質問の受付について

表題を「プロポーザル質問(事業者名)」として電子メールで11月17日(月)午後5時までに提出するとともに、電話により担当部局へ提出したことを連絡すること。

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せた上で、令和7年11月21日(金)までに、市ホームページにおいて公表する。

6 提出期限等について

- (1) 期限 令和7年12月5日(金) 午後5時00分まで(必着)
- (2) 提出方法 担当部局へ持参によるものとする。
- (3) 提出場所 勝浦市役所 高齢者支援課 介護保険係
〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1
- (4) 提出書類
 - ①企画提案書 任意様式、用紙サイズはA4判(A3判の折り込みも可)とし、用紙の向きは縦横は問わないが横書きとする。
 - ②会社概要 任意様式、パンフレット可。
 - ③業務実績 他市町村も含めた同種業務及び類似業務での実績を記載すること。
 - ④実施体制 事業責任者・担当者・会社のサポート体制について記載すること。
 - ⑤見積書 合計金額のほか、年度ごとの金額を記載し、本体価格並びに消費税及び地方消費税の額を明記すること。人件費等の積算根拠を詳細に記載すること。
- (5) 提出部数
正本1部、副本(コピー可)5部提出すること。
- (6) 留意事項
 - ①提出書類に関する変更、差し替え又は再提出は認めない。
 - ②提出された提案書等は返却しない。なお、提出書類は事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。また、無断で外部への開示は一切行わない。

7 選定方法

- (1) 選定方法

応募書類を基に、勝浦市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託
プロポーザル審査委員会による審査を行う。

候補者の選定は、別紙 評価項目及び審査基準に示す基準に基づき審査員が
採点し、得点が最も高い者を契約候補者とする。

ただし、順位 1 位の者の評価点の合計が市で定める基準点（総配点の 6 割）
に達しない場合は、契約候補者とししない。応募事業者が 1 者であっても同様
とする。

（２）選定結果の通知

選定結果については、令和 7 年 1 2 月中旬までに参加者全員に書面で通知
する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切応じない。

8 契約について

契約については、受注者と別途協議の上決定する。なお、契約内容の解釈で受
注者と発注者の間で疑義が生じた場合は、発注者の意向を優先する。

9 失格事項

プロポーザル参加者又は提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合
は、失格とする。

- （１）提案書等の提出方法、作成形式、提出先、提出期限が、本要領に適合して
いないとき。
- （２）虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- （３）提出書類に虚偽の記載があったとき。
- （４）審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があったとき。
- （５）前各号に掲げるもののほか、委員長が失格であると認めた場合。

10 その他

- （１）プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- （２）提出書類は、一切返却しない。

11 問い合わせ先

勝浦市役所 高齢者支援課 介護保険係

〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1

電話 0470-73-6617

e-mail kourei@city-katsuura.jp

別紙

評価項目及び審査基準

評価項目	審査基準	配点
基本的事項	業務の趣旨を十分に理解し、本市と連携して業務を円滑かつ適切に遂行することが期待できるか。	10
業務実績	県内の市町村発注の第9期の介護保険事業計画策定支援業務の受注実績があり、適切な業務遂行が可能と判断できる十分な実績を有しているか。	10
業務実施体制	人員配置・体制が十分で、業務を的確に遂行できる体制が整えられているか。	5
	業務フロー（計画策定に向けたプロセス）が適切な内容となっているか。	5
アンケート調査	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」の実施・分析の手法は適切か。	10
現状把握課題分析	本市の介護保険事業と高齢者福祉施策の現状把握と課題分析について効果的な報告が期待できるか。	10
サービス見込量、保険料推計	人口推計、介護サービス見込量の推計及び第9期計画における保険料額の算定を的確に行うことができるか。	10
計画策定	本市の実情を適切に把握した実効性のある計画策定が期待できるか。	10
法律や制度等の情報提供・例規整備	法律改正や制度変更の動向について、情報をとりまとめ、逐次情報提供し、条例改正案の提供を的確に行うことができるか。	10
見積価格	最低見積者の見積金額／当該事業者の見積金額×10点 ※小数点以下切り捨て	20
合 計		100